

明るいイーハトーブの実現をめざして 花巻市民憲章

花巻市民憲章は、誰もが住みよいと思えるようなまちにしていくための花巻市の指針や目標となるものです。この市民憲章は、平成19年3月1日に制定されました。
住みよいまち「明るいイーハトーブ」の実現に向けて、市民憲章について考えてみましょう。

市民憲章の実践が大切

市民憲章は現在、市が主催する行事のほか、各種団体の総会などで唱和されています。しかし、これだけでは市民憲章に掲げる住みよいまち「明るいイーハトーブ」を実現することはできません。その実現のためには、市民一人一人が市民憲章の精神に基づいた活動を実践していくことが重要です。

市民憲章の普及のために

市民憲章を通じたまちづくりを

推進するため、趣旨に賛同する各種団体や個人で構成する「花巻市民憲章推進協議会」が組織されています。

同協議会では毎年「市民憲章運動推進大会」を開催し、市民憲章の精神に基づく活動を長年実践している個人や団体を表彰しているほか、まちづくりに関する講演会を行い、市民憲章の普及と実践に努めています。

市は今後も、同協議会と連携しながら、市民一人一人が市民憲章を通じたまちづくりを実践できる機会を増やすなど、市民憲章のさ

らなる普及を目指します。

標語で市民憲章を普及

同協議会では、本市の次代を担う小学生を対象に、市民憲章に理解を深め関心を持ってもらおうと、市民憲章の標語を募集しました。市内の小学校から198点の応募があり、その中から上記の作品が最優秀賞に選ばれました。
今後、この標語を掲載した市民憲章ポスターを市内の小中学校や公共施設に掲示し、市民憲章の普及啓発に生かしていきます。



12月10日、大迫ふるさとセンターで「市民憲章運動推進大会」を開催。市民憲章運動実践活動表彰や標語表彰、記念講演を行いました

平成28年度 市民憲章運動実践活動表彰

- 個人の部
 - ▶中森チヤ子さん…石鳥谷町江曾地区の道路沿いで花壇を整備。ドライバーや地域の人たちにひとときの安らぎを与えている
 - ▶澤村克信さん、恵子さん…県内外の保育園や福祉施設、国外の孤児院などで腹話術を通じたボランティア活動を実施。子どもたちに夢と希望を届けている
- 団体の部
 - ▶秋友会…若い世代が中心となり、地域住民に交流の場を提供。また、地域清掃や福祉施設との交流など、積極的な地域活動に取り組んでいる

平成28年度市民憲章標語表彰

- 最優秀賞作品
「ゆめいっぱい
かがやく未来 花巻市」
佐藤 昂さん(宮野目小3年)

同窓会の開催を応援します

市は、本市への移住や定住を促進する取り組みの一つとして、同窓会の開催経費の一部を補助する事業を行っています。

補助要件

- ①市内の学校(*)の卒業生の参加により開催される同窓会
- *幼稚園を除く
- ②市内で開催されること
- ③同窓会を開催する年度において参加者が21歳〜45歳(4月1日生まれについては20歳〜44歳)
- ④20名以上で開催され、参加者のうち、5名以上が市外在住者

補助対象経費

- ▽開催案内文書の作成に係る印刷製本費
- ▽案内状の郵送などに係る通信運搬費
- ▽同窓会場使用料および消耗品費
- ▽同窓会に係る記念品および作成・配布する物品に係る費用

補助金額

次の二つのうち、いずれか少ない金額

- い金額
- ▽市外在住者(県内)一人につき1000円および県外在住者一人につき2000円の合計額
- ▽2万円

補助金申請の手続き

- 補助金交付申請
同窓会開催日の14日前までに①交付申請書②事業計画書③収支予算書を左記へ提出

実績報告および補助金の請求

- 代表者は、同窓会終了後30日以内に①交付請求書②事業報告書③収支決算書④出席者名簿を左記へ提出
- ※同窓会の開催が3月中の場合はあらかじめご相談ください
- 申請書類などは本庁秘書政策課に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。

【問い合わせ・申請】

本庁秘書政策課
(☎24・2111内線213)

高病原性鳥インフルエンザに注意してください

昨年12月に本市において回収された死亡野鳥から、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されました。ウイルスの感染や拡大を防ぐため、次のことを心掛けましょう。

- 野鳥などの異常を発見した場合は、素手では触らず、花巻保健福祉環境センター(☎22-4921)に通報する
- 野鳥が多く集まると感染拡大の危険性が高まるため、餌やりを控える
- 野鳥の排泄物などには触れない。もし触れた場合は、通常のインフルエンザと同様に手洗い・うがいを行う
- 家きん(鶏など)を飼養している場合は、家きんの健康状態を毎日観測するとともに、鶏舎への野鳥の侵入防止や鶏舎とその周辺の消毒などの予防・対策を行う

※鳥インフルエンザウイルスに感染した鶏肉や卵が市場に出回ることはありません

【問い合わせ】 県南家畜保健衛生所(☎0197-23-3531)、農政課(☎23-1400)

障がい者控除 証明書を発行します

所得税や市県民税の税務申告では、高齢者やその家族が一定の条件を満たす場合、「障がい者控除」「医療費控除」の対象となります。

これらの控除を受けるためには証明書が必要です。対象者には申請に基づき証明書を発行しますので、介護保険証をお持ちの上、下記で手続きしてください。

なお、審査のため、証明書の発行には数日かかります。

障がい者控除証明書

- 【対象】身体障がい者手帳1・2級を持っていない人で、次のどちらにも該当する人
- ▶平成28年12月31日現在で、要介護1以上の認定を受けている65歳以上の人▶日常生活の自立度などから、一定以上の障がいがあると認められる人

おむつ代の医療費控除

- 【対象】要介護認定を受けた時点の状況からおむつの使用が必要と認められる人で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人
- ※おむつ代の医療費控除を初めて受ける人は、医師の発行する証明書が必要です。詳しくは下記へお問い合わせください

【問い合わせ・申請】 本庁長寿福祉課(☎24-2111内線518)、各総合支所健康福祉係(大迫☎48-2111内線272、石鳥谷☎45-2111内線226、東和☎42-2111内線231)

【問い合わせ】

本庁地域づくり課
(☎24・2111内線455)